

## 新潟市子ども・子育て会議条例の概要

新潟市子ども・子育て会議の設置および運営に必要な事項などについて定める。

<p>所掌事務 (第1条)</p>	<p>子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく。 <u>(裏面参照)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について意見する。</li> <li>○ 地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定について意見する。</li> <li>○ 市が子ども・子育て支援事業計画を策定、変更の際に意見する。</li> <li>○ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。</li> </ul>
<p>組織 (第2条)</p>	<p>委員25人以内。臨時委員を置くことができる。</p>
<p>委員 (第3条, 第4条)</p>	<p>次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者</li> <li>○ 事業主を代表する者</li> <li>○ 労働者を代表する者</li> <li>○ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</li> <li>○ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</li> <li>○ ほかに市長が適当と認める者</li> </ul> <p>※委員任期3年。再任可。</p>
<p>会長及び副会長 (第5条)</p>	<p>各1名。会長は委員の互選。副会長は会長の指名。</p>
<p>会議 (第6条)</p>	<p>出席委員の合議で決する。 合議が調わないときは出席委員の過半数で決する。</p>
<p>資料の提出等の要求 (第7条)</p>	<p>議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>
<p>会議等の公開 (第8条)</p>	<p>公開とする。 会長が特に必要があると認める場合は、非公開にできる。</p>
<p>部会 (第9条)</p>	<p>置くことができる。 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。 部会長は会長が指名する。</p>

**参考** 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

（市町村等における合議制の機関）

**第77条第1項**

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- （3） 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- （4） 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（特定教育・保育施設の確認）

**第31条第2項**

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

**第43条第3項**

市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

**第61条第7項**

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項に規定する事務を処理するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議等の公開)

第8条 子ども・子育て会議の会議及び調査審議に係る手続は、公開とする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 前3条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、第6条第1項及び前条ただし書中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。